



第72回桐生市文化祭

5月9日(土)から6月7日(日)まで、市民文化会館などを会場にさまざまな行事を行う、第72回桐生市文化祭を開催します。

この文化祭で展示する市展四部門(洋画、書道、写真、日本画)と工芸展の作品を募集します。

各部門の募集要項は、生涯学習課(市役所4階)と各公民館にあります。

問い合わせは生涯学習課文化振興係(☎内線682)

市展四部門

▼洋画(1人2点以内)

規格は油彩、水彩、パステル、デッサン、版画、彫刻などで大きさは自由



▼書道(1人2点以内)

規格は額装か軸装。大きさは小画面半切35センチメートル

×135センチメートル以上で、横180センチメートル以内、縦225センチメートル以内。篆刻は30センチメートル×39センチメートル以内。



▼写真(点数制限なし)

規格は半切マットパネル仕上げ。デジタル合成加工は不可。題材は自由(近作)。



▼日本画(1人2点以内)

規格は額装。6号以上。



工芸展

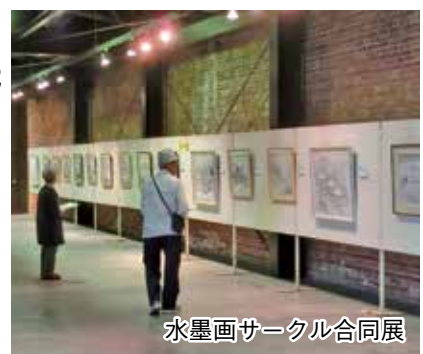
種類は陶、染、織、木、竹、人形、刺しゅう、七宝、刀剣、ガラスなどの工芸作品(点数制限なし)



出品料は1部門1500円
 応募方法は写真部門は4月4日(土)午前9時30分から11時30分までに、洋画・書道・日本画部門は、4月5日(日)午前10時から11時30分までに、市民文化会館展示室へ作品と出品料をお持ちください。
 審査会は写真部門は4月4日(土)午後1時30分から、洋画・書道・日本画部門は4月5日(日)午後0時30分から、市民文化会館展示室で公開審査を行い、入選作品を決定します。

出品料は1点5000円
 応募方法は5月14日(木)午前10時から午後1時30分までに、市民文化会館スカイホールBへ作品と出品料をお持ちください。

協賛事業の募集



水墨画サークル合同展

第72回桐生市文化祭の開催にあたり、より多くの皆さんに参加してもらえよう、「桐生市文化祭協賛事業」を募集します。

協賛事業として認められた事業は、桐生市文化祭のちらしや広報きりゅうなどで文化祭と同様のPRを行います。対象は市内を主な拠点として芸術文化活動を行っている団体が開催する事業。また、桐生市文化祭開催の趣旨に賛同し、5月9日(土)から6月7日(日)までに、市内を会場として開催されるもので、営利を目的とせず、入場料および物品販売などの金銭授受がない事業。
 申し込みは2月28日(金)までに、直接、生涯学習課文化振興係(市役所4階、☎内線682)へ。

始まります！

市民税・県民税 の申告



直接または郵送で。

令和元(平成31)年分の市民税・県民税(市・県民税)の申告と相談は、2月17日(月)から3月16日(月)まで(土、日、祝日を除く)受け付けます。

会場や日程、受付時間などは、広報きりゅう1月号または市ホームページをご覧ください。

問い合わせ=税務課市民税担当(☎内線226~228)

よくある質問

Q1 年金しか収入はないが、申告の必要はある？
昨年の状況により異なります。(以下一例)

公的年金収入が400万円以上	確定申告が必要
公的年金収入が400万円以下で課税のある人が、医療費控除などを受ける場合	市・県民税の申告が必要
公的年金収入が151万5千円以下(65歳以上) 101万5千円以下(65歳未満)	非課税となるので、申告の必要なし

Q2 確定申告の必要はないと言われたが、市・県民税の申告は必要はある？

必要な場合があります。給与収入や公的年金収入以外で収入があった場合、市・県民税の申告が必要です。

Q3 医療費控除を受けると医療費が戻る？

医療費は戻りません。医療費控除を受けると、課税される税金が安くなります。ただし、非課税となる人は申告しても税額に変更はありません。

Q4 医療費控除を受けるにはどうしたらいい？

医療費控除の対象者は、1~12月の医療費(実質負担分)が、10万円(または所得の5パーセントのいずれか低い金額)以上の人です。該当する人は、医療費の領収書などから「誰が」「どこで」「いくら支払い」「生命保険などからいくら補てんがあった」かを明細書にまとめ、申告してください。



所得税などの 確定申告



イータックス

e-Tax またはスマートフォンで。

所得税、個人事業者の消費税、贈与税の確定申告会場を開設します。

期間=2月17日(月)~3月16日(月)※土、日、祝日を除く

受付時間=午前8時30分~午後4時

※混雑状況により受け付けを早く締め切る場合がありますので、午後3時を目安に受け付けを済ませてください。相談が午後5時を過ぎる場合は、再度来ていただく場合があります。

※税務署へ提出する申告書などにはマイナンバーの記載が必要です。

場所=桐生税務署4階会議室※期間前後の会場の開設はありません。

問い合わせ=桐生税務署(☎22-3121 自動音声に従い「0」を選択)

いつでも！どこでも！簡単に！

アプリで納税



利用開始日=3月2日(月)

取扱税目=市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)

問い合わせ=納税課納税管理担当(☎内線235)

クレジットカード・ネットバンキングを利用する場合

モバイルレジ



ラインペイ LINE Pay を利用する場合

LINE Pay



※ネットバンキングは、事前に金融機関との契約が必要です。